

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】		障害福祉課			
○ 指定通所支援の事業の廃止の届出		〃			
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し		〃			
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出		〃			
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		長寿社会課			
○ 道路の区域変更		道路整備課			
○ 道路の供用開始		〃			
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定		防災砂防課			
○ 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出		建築指導課			
○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定		会計課			
【公告】					
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧		経営支援課			

◎岡山県告示第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

赤磐ぐんぐん

2 所在地

赤磐市和田一九四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人岡山県自閉症児を育てる会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市和田一九四―一

三 廃止年月日

平成二十七年一月一日

四 事業所番号

三三五―三〇〇〇―一

五 事業の種別

放課後等デイサービス

平成27年1月9日 岡山県公報 第11650号

◎岡山県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ハッピーワンヘルパーステーション

2 所在地

浅口市鴨方町小坂西五八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピーワン

2 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町小坂西七四九

三 取消年月日

平成二十六年十二月十日

四 事業所番号

三三一六〇〇一四六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特定非営利活動法人両手

2 所在地

総社市清音三因九八七―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人両手

2 主たる事務所の所在地

総社市清音三因九八七―五

三 廃止年月日

平成二十七年二月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇二〇〇

五 サービスの種類

同行援護

平成27年1月9日 岡山県公報 第11650号

◎岡山県告示第六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

在宅ケアサービスステーションなりわ

2 所在地

岡山県高梁市成羽町成羽二三三七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社あさだ

2 所在地

岡山県高梁市成羽町成羽二三三七番地一

三 指定年月日

平成二十七年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六六八

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成27年1月9日 岡山県公報 第11650号

◎岡山県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | | |
|---|-------|--------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 八木山日生線 |
| 三 | 道路の区域 | |

		区
		域
備前市日生町日生字古屋敷下三番地内	備前市日生町日生字古屋敷下三番地内	
旧	新	新旧別
四・七 七・一	六・六 二一・六	幅員 (メートル)
六六・八	六六・八	延長 (メートル)

平成27年1月9日 岡山県公報 第11650号

◎岡山県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

道路の種類	県道
路線名	八木山日生線
区間	備前市日生町日生字古屋敷下三番地内
供用開始年月日	平成二十七年一月九日

◎岡山県告示第九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

堀地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱
一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県小田郡矢掛町大字矢掛字和田一七六一番一	一号、十七号及び十八号
〃	二号
〃	三号
〃	四号及び五号
〃	六号
〃	七号
〃	八号
〃	九号及び十二号
〃	十号及び十一号
〃	十三号
〃	十四号及び十五号
〃	十六号

◎岡山県告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

愛知事務所

新…愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号 久屋パークビル七階

旧…愛知県名古屋市中区錦一丁目一七番一三号 名興中駒ビル九階

三 変更の年月日

平成二十六年十二月二十二日

◎岡山県告示第十一号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により岡山県収入証紙売りさばき人を平成二十七年一月五日付けで次のとおり指定した。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡山市北区首部二九四番 地の七
	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	公益財団法人岡山県 建設技術センター 理事長 岡野 健一
売 り さ ば き 場 所		岡山市北区蕃山町一番二〇号

〔六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称） コメリ奈義ショッピングセンター
所在地 勝田郡奈義町滝本字甚田四七四番一ほか
2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社コメリ
住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一
代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎
(2) 名称 大黒天物産株式会社
住所 倉敷市堀南七〇四番地の五
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社コメリ
住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一
代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎
(2) 名称 大黒天物産株式会社
住所 倉敷市堀南七〇四番地の五
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年八月二十三日
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百十二平方メートル
6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 六十六台
- (2) 駐輪場の収容台数 二十台
- (3) 荷さばき施設の面積 八十一・五平方メートル（二箇所合計）
 - ア 荷さばき施設一 五十平方メートル
 - イ 荷さばき施設二 三十一・五平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 八・九七立方メートル（二箇所合計）
 - ア 廃棄物保管施設一 五・九七立方メートル
 - イ 廃棄物保管施設二 三立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 株式会社コメリ 午前九時
 - イ 大黒天物産株式会社 午前八時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - ア 株式会社コメリ 午後八時
 - イ 大黒天物産株式会社 午後九時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後九時三十分まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで
 - イ 荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
平成二十六年十二月二十二日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成二十七年一月九日から同年五月九日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び奈義町産業振興課